

舵頭材及びピントルのベアリングクリアランスに関する事項

改正規則

鋼船規則 C 編及び CS 編

改正事項

舵頭材及びピントルのベアリングクリアランスに関する事項

改正理由

IACS は、舵及び船尾材に関する要件を定めた IACS 統一規則 S10 において、非金属材料を用いたベアリングのクリアランスの最小値を規定している。

しかし、非金属ベアリングの中には当該統一規則に規定するベアリングクリアランスの最小値よりも小さな間隙下でも機能するものがある。

上記を考慮し、IACS は、ベアリング製造者の推奨する設計仕様に適合し、かつ十分な使用実績があることを書類で確認できることを条件に、規定される最小値よりも小さいクリアランスを認めることができる旨を当該統一規則に追加し、2012 年 3 月に IACS 統一規則 S10(Rev.3)として採択した。

今般、IACS 統一規則 S10(Rev.3)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

非金属材料を用いたベアリングに対して、ベアリング製造者の推奨する設計仕様に適合し、かつ十分な使用実績があることを書類で確認できる場合、規定よりも小さいベアリングクリアランスとすることができる旨の規定を追加した。